



長野県報

7月28日(月)
平成26年
(2014年)
第2593号

目次

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理防災課) 1

告示

保安林予定森林(2件)(森林づくり推進課) 2

保安林の指定施業要件の変更予定(森林づくり推進課) 2

解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課) 3

公共測量の実施(2件)(建設政策課) 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 3

平成27年度長野県立高等学校入学者選抜要綱の制定(高校教育課) 3

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課) 4

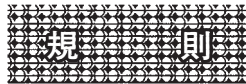
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) 4

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(2件)(産業政策課サービス産業振興室) 4

建設業の許可の取消し(建設政策課) 6

土地改良事業計画の変更の認可(農地整備課) 11

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) 11



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年7月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第24号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1のアの(7)中「を収容」を「に供与」に改め、同アの(ウ)中「300円」を「310円」に、「者を収容」を「ものに供与」に改め、同1のイの(7)中「者を収容」を「ものに供与」に改め、同イの(イ)中「240万1,000円」を「253万円」に改め、同イの(イ)中「、日常」を「日常」に、「者を」及び「施設(以下「福祉仮設住宅」という。)」を「もの」に、「収容し」を「に供与する施設で」に改め、同イの(ウ)中「に収容」を「を供与」に改め、同表の2のアの(7)中「収容された」を「避難している」に改め、同アの(ウ)中「1,010円」を「1,040円」に

改め、同表の3のウの(7)中

17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400

を

「

17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700

に改め、同ウの(イ)中

「

5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

を

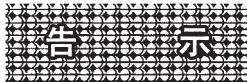
5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500	に改め、同表の6のイ中「52万円」を「54万7,000円」
9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400	

に改め、同表の9のウ中「20万1,000円、小人16万800円」を「20万6,000円以内、小人16万4,800円」に改め、同表の11のウの(7)中「3,300円」を「3,400円」に改め、同ウの(4)中「5,000円」を「5,200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

危機管理防災課



長野県告示第385号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成26年7月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里日影字岩下10348のイ、10348のロ、10349の1、10350、10351のイ、10351のロ、10352の9、10352の10、10354のイの20、10354のロの19、10536の5、10536のイ、10536のヲ、10545のイの5、10545のイの6、10545のイの7、10557のハの10、10572のロ、10593の22、10618のイの1、10625のイの1、10625のイの11、10625のイの12、10683のイの29、10683のイの30、10683のイの33、10684のニ、10685のイ

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第386号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成26年7月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡木曾町福島6091、6092の1、6094の1、6095、6096、6267の1、6267の4から6267の9まで、6267の13、6267の14

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第387号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年7月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊那市高遠町長藤5512の2、5530の3、5537の2、5553の2、5672の2、5672の3、5676の3から5676の5まで、5815の2、5911の2、6191、6209の1から6209の11まで、6209の17、6209の19、6209の20、6209の26、6209の38から6209の40まで、6209の46、6209の49、6209の50、6210の1から6210の5まで、6210の7から6210の11まで、6211の1から6211の17まで、6211の33（国有林）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所